

00171

鳥取縣公報

昭和十七年十一月六日
第千三百八十二號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - 製パン加工賃協定額認可……………一頁
 - 鮮魚介類販賣價格指定中改正……………二頁
- 彙報
 - 重要物資の買上げ……………一頁
 - 十一月の常會徹底事項……………六頁
 - 農繁菜養共同炊事に就て……………八頁
 - 滿蒙開拓指導員養成所の開設……………二頁

告示

◆鳥取縣告示第七百一十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年十一月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣東部パン工業小組合

(ロ) 地區 鳥取市、氣高郡、入頭郡、岩美郡

二 組合員タル資格

地區内ニ於ケルパンノ製造業者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日
ノ日
額

製パン加工費

小麦粉一貫ニ付製パン出来上リ

一圓
一、〇〇

重量一貫五百匁渡シ

右加工費ハ小麦粉一貫匁ノ提供ヲ受ケテ之ヲ七十五個乃至八十
五ヶノパン(砂糖ナシ)ト爲ス最高加工費ニシテ小麦粉以外ノ
材料、燃料等ヲ含ミタルモノトス

(ロ) 實施ノ日
昭和十七年十一月六日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可加工費及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第七百二十二號

昭和十七年三月鳥取縣告示第百十七號鮮魚介類最高販賣價格指定
中左ノ通改正ス

昭和十七年十一月六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

ひらまさ、ぶり、れんこだい、しいら、まあじ、さば大、さば小
まだら、まいわしノ各欄ヲ左ノ如ク改ム

ひらまさ (ひらす又ハひら)

同三、四〇丸〇〇、四三同三、八五丸〇〇、四八

ぶり土月一三月同二、九八切身〇〇、六一同三、四四丸〇〇、四二

四月一十月同二、九八切身〇〇、三六同三、三七切身〇〇、四一

れんこだい、
十月一三月同二、九五丸〇〇、三八同三、四〇丸〇〇、四四

四月一九月同二、九五同 〇〇、三八同三、二九同 〇〇、四三

しいら 同二、六〇丸〇〇、二一同一、九二丸〇〇、二五

まあじ土月一三月同二、八〇同 〇〇、二八同二、一九同 〇〇、二九

四月一十月同二、八〇同 〇〇、二三同二、一四同 〇〇、二八

さば大土月一三月同二、三〇同 〇〇、二一同一、六五同 〇〇、二二

四月一十月同二、三〇同 〇〇、一七同一、六〇同 〇〇、二一

さば小土月一三月同二、八七同 〇〇、一五同一、一六同 〇〇、一六

四月一十月同二、八七同 〇〇、一一同一、一二同 〇〇、一五

まだら 同二、〇〇丸〇〇、一四同一、一〇丸〇〇、一五

まいわし

十一月一三月同〇、五三同 〇〇、〇九同〇、七二同 〇〇、一〇

四月一十月同〇、五三同 〇〇、〇七同〇、六九同 〇〇、〇九

もがひ(あからひ)ノ次ニ左ノ如ク加フ

あみえび(海水産) 丸一、三〇 丸〇〇、一六 丸一、四三 丸〇〇、一八

同(淡水産) 丸四、二〇 同〇〇、五〇 同四、二〇 同〇〇、五〇

價格表欄ノ次ノ但シ書ノ末尾ニ左ノ如ク加フ

指定外消費地中米子市ニ於ケルひらまさ、れんこだい、ぶり、し
いら、まあじ、さば、まいわしノ最高販賣價格ハ左ノ通トス

品 種 及 季 節 卸 賣 業 者 最 高 小 賣 業 者 最 高
販 賣 價 格 (一 貫 當) 販 賣 價 格 (百 匁 當)

ひらまさ (ひらす又ハひら) 丸三、七〇 丸〇〇、四七

ぶり 十一月一三月 同三、三七 丸〇〇、四一

四月一十月 同三、二四 丸〇〇、三五

れんこだい 同三、一八 丸〇〇、四一

しいら 同二、八四 丸〇〇、二四

まあじ 十一月一三月 同二、一四 丸〇〇、二八

四月一十月 同二、〇三 同 〇〇、二六

さば大 十一月一三月 同二、六〇 同 〇〇、二一

四月一十月 同二、五〇 同 〇〇、二〇

さば小 十一月一三月 同二、一一 同 〇〇、一五

四月一十月 同二、〇四 同 〇〇、一四

まいわし 土月一三月 同〇〇、六九 同 〇〇、〇九

四月一十月 同〇〇、六四 同 〇〇、〇九

×

×

×

×

彙報

重要物資の買上げ

(統制物資讓渡制限等に關する件)

讓渡申込は十一月十五日まで

これまでも總動員といひ總力戦とよくいはれるが、總動員總力戦といつてもそれは決して人の問題だけでなく、國內にある「物」、特に軍需資源・生産力擴充資源たる兵器船舶等の製造資材、工場・鐵道・電信等の建設資材、並に鐵・石炭・石油等を得るための諸種の材料等が最も必要であつて、現在の狀況としてはこれらの物で國內にあるものは必ず遊ばせたり眠らせたりして置くことは許されない。是非戦争遂行への直接目的に充分活用せねばならぬのである。

大東亞戦争開始以來敵國米英は連戰連敗してゐるのであるが、結局「物」の力によつて日本を打負し得ると信じ、その甚大な工業力を以て盛に軍備の擴張に全力を盡してゐるのであつて、我が國としても是非この「物」の戦争にも打ち勝つて、最後の勝を占

めねばならない。

今や皇軍の赫々たる戦果と共に、これらの原材料は南方から入つて来るのではないかと考へる人もあるかと思はれるが、しかしこれらのものが全部南方にあるわけではなく、又南方や大陸に産するものであつても輸送の點を考へると決して安心は出来ないのである。

依つて政府では國內にあるこれら重要物資を總動員する爲、今回「統制物資讓渡制限等に關する件」について去る十月十五日商工省令を公布し、尙、商工省告示を以て統制物資並にその讓受制限及び所有制限について指定された。

而してこれら指定物資の事業者よりの供出方策については十月十五日現在を以て同二十日までに申告を徴し、制限數量を越える部分について十一月十五日までに供出せしめることになつてゐるのであるが、事業者以外の一般人に對してもこれらの指定物資を所持してゐるものは許された數量以上の分を同じく十一月十五日までに重要物資管理營團(又はその代表者)に賣渡の申込をせねばならぬのであつて、若し期間内に申込もせず、又縣の許可も受けないでゐる見付かつた場合は國家總動員法の罰則(十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金)によつて處罰されることになつてゐる。

00175

従つてこの指定物資を持つてゐる人は至急左記へ申出られたく、詳細は縣廳商工課又は申込先に相談せられたい。

尙家庭に於ける鐵屑等は従來通りの方法で供出を希望する。

▽賣渡申込先

大阪市西區堀下通五丁目九番地

重要物資管理營團大阪支所

電話 土佐堀 二一九六、七二七
二六〇、四一八〇

鳥取市二階町三丁目三五

鳥取縣線材製品地方問屋商業組合

電話 鳥取 六三三

鳥取市元魚町一ノ八

鳥取縣鉅鉛鐵板地方問屋商業組合

鳥取縣鋼材製品地方問屋商業組合

電話 鳥取 二〇四

又ハ左記取次所

米子市 内町

中 村 藤 吉

東伯郡倉吉町鍛冶町一丁目

廣 吉

電話 倉吉 二〇二

電話 米子 二九

鳥取市元大工町一

鳥取縣織物工業組合

鳥取縣綿絲卸商業組合

電話 鳥取 七〇八

鳥取市上魚町四八

鳥取縣醫藥品卸商業組合

▽所有制限數量

物 資 名	一人當り所 有ヲ許サレ ル數量 (零ハ所有 禁止物資)	物 資 名	一人當り所 有ヲ許サレ ル數量 (零ハ所有 禁止物資)
鉄	零	銅	五 疋
普通 鋼	一〇疋	鉛	五 疋
(例へばレール棒、板管等)		故 鉛	五 疋
特 殊 鋼	零	合 金	零
		鐵	零

00176

亜鉛引鐵線	一〇疋	カルナバ蠟	零
鐵線	一〇疋	ステックラック	零
鑄鐵管	零	セラック	五〇〇瓦
亜鉛鍍鐵板	一〇疋	ギルトナイト	零
屑鐵	一〇疋	生酒石	零
金屬ニッケル	零	アラビヤゴム	一斤
金屬モリブテン	零	タンニン	零
金屬タンクステン	零	コーバルゴム	五〇〇瓦
金屬コバルト	零	ダンマルゴム	五〇〇瓦
電線	一疋	カリ塩	零
銅又ハ銅合金ノ板	一疋	プロム加里	二五瓦
同管	一疋	塩化リシウム	零
同棒	一疋	石綿	一疋
同條	一疋	グリセリン	五〇〇瓦
同線	一疋	カーボンブラック	零
(電線ヲ除ク)		カゼイン	零
銅地金	一〇〇瓦	硼砂	一疋
鉛地金	一〇〇瓦	硼酸	五〇〇瓦
亜鉛地金	一〇〇瓦	綿糸	一〇封度

(縫糸及手編糸ヲ除ク)

十一月の常會徹底事項

新穀感謝・燃料と電氣の消費節約

十一月の常會徹底事項は「新穀感謝」「燃料と電氣の消費節約」と決定した。切に全縣民の實踐を望む次第である。

一、新穀感謝の念を深めませう。

アンチモン地金	一〇〇瓦	人造絹糸	一〇封度
アドミウム地金	一〇〇瓦	スフ糸	一〇封度
アルミニウム地金	一疋	毛糸	一〇封度

(手編糸及屑糸ヲ除ク)

マグネシウム地金	一疋	雲母	一〇瓦
鉛管	一疋	水銀	一〇〇瓦
鉛板	一疋	白金地金	零
亜鉛板	一疋	ロザウム地金	零

00177

畏くも 天照大神は永遠に榮え行く日本國民に食糧をこと缺かせぬやうにと思召されて、皇孫をこの國に御降し遊ばされた時、ゆにはの稻穂をお授けあらせられ、この稻穂が御歴代の天皇の御聖恩によつて今日私達國民の尊い食糧のもととなつてゐるのであります。二十三日の新嘗祭は、戦時下に生産せられた本年の新穀を 天皇陛下御親ら 天照大神を初め奉り天神地祇に供へ給ひて、神々と御共にきこしめさせ給ふいと厳肅な祭儀であります。

従つてこの日を中心として全國一齊に新穀感謝の行事が行はれます。お互に一粒の米にもこもる有難き 神恩、皇恩に感謝し奉り、今年の豊作にも心を緩めることなくお互に相戒め彌々食糧尊重、食糧増産の念を深めるため次の事項の實行に努めませう。

(一) 食糧を尊重しませう。

イ、新嘗祭は各神社で行はれますから當日は氏神に参拜し、

また各家庭では毎朝神棚にお供へを致しませう。

ロ、食糧を粗末にすることはまことに「勿体ない」ことです。調理法や食べ方などに工夫を凝らし、出来るだけ厨芥を出さぬやうに努めませう。

ハ、食物は完全に咀嚼して榮養分の攝取に努めませう。

(二) 食糧増産と供出に努めませう

イ、農家にあつては自家保有米等以外はすべて政府へ供出し今年の豊作の有終の美を飾りませう。

ロ、麥播の割當面積を必ず作付致しませう。

ハ、堆肥の増成に努めませう。

ニ、落穂拾ひも完全に致しませう。

ホ、都市では空地を利用して盛んに蔬菜の栽培に努めませう。燃料と電氣の消費節約に努めませう。

燃料と電氣は戦争遂行の原動力です。お互の家庭で出来るだけ節約して、生産力擴充や、國防上必要な方面へ廻すやうに努めませう。

このため燃料については十一月十六日から一週間、全國一齊に「燃料週間」が行はれます。また電燈の消費制限も十一月一日から實施され、一定の限度以上に電氣を使ふと特に高い料金を支拂ふことになり、場合によつては電氣を止められることもあります。

(一) 燃料の節約に努めませう。

イ、ガス・ネジはマッチをすつた後で開くこと。焔は青味を帯び、芯が青白いときが、最も高熱です。ガス器具の手入れを怠らぬこと。メートルの読み方を覚えて、割當量を更に節約すること。

ロ、木炭割當數量によつて毎日の消費量を割り出し計畫的な使用方をする。水氣のあるのは損、よく乾かして使ふこと。残火は必ず火消壺へ。屑炭は火鉢の炭の下へ。一片の木炭も大切にすること。

ハ、燐炭よく乾してから使ひ、炊事用、ストーブ用、風呂用など用途に応じて専用のものを使ふこと。

ニ、豆炭・コンロなどで使ふ場合、量を入分目にして通風を良くすること。高熱の時に炊事用等に利用し、その後は採暖用か火消壺へ。

ホ、薪・燐すと不經濟、小さく割り過ぎて不經濟です。

(二) 電燈の節約に努めませう。

イ、電燈の使用限度を守りませう。

各家庭(營業用を除き)では一ヶ月に使用出来る電力量は十燈迄は二十五キロワット時で、十燈を超過する場合はその一燈に付一キロワット時を加へたものです。この使用限度を厳守すること。

ロ、電燈節約の工夫を致しませう。用のない時や寝る時は忘れずに消燈すること。電球や笠の汚れを時々掃除すること。裸電燈は不經濟です。電球を浪費する不良電球を使はぬこと。店先の電燈は無用に明るさを競はぬこと。客室や廊下に必要以上の電燈をつけぬこと。時々メートルを見て電燈の使ひ方に注意すること。

農繁榮養共同炊事に就て

一 共同炊事の奨め

本縣の農繁期共同炊事は漸く昭和十五年春から初められ僅々數ヶ部落で先づ其の實施を試みたのであるが、以來急速に發達して本年春には一躍三百ヶ所開設の盛況を見るに至つた。斯様な急激の發達は此の施設が現下の農村事情に最も適切であり緊要のものであつたと考へる事が出来るのであつて、現に農繁共同炊事は農村の保健衛生上、勞力調整上は勿論、理財、物資、時間間の經濟から見ても亦た精神的の方面即ち部落隣保の融和にも著

しい効果を擧げて居り、今では農村團練の一行事として待たれる様な部落もある。

即ち農繁共同炊事は今後の農村施設に取つて缺く事の出来ぬ必須のものと考えられ、縣に於ても將來進んでは農村榮養改善組合、乳幼児保育所、共同浴場等の完備と相俟つて農村文化の一つとして恒久的施設に迄發達せしめ度いものと希望して居る。

未開設の町村、部落では近隣既設町村部落の共同炊事の施設經營狀況を參觀檢討され、充分慎重に其の地方事情に適合した事業計畫を以つて、最も合理的な經營を企圖され安心して農繁報函に適進される様切望する。

二 榮養改善は共同炊事から

家庭の食事は稍もすると便宜主義放漫となり勝ちで食事の本義である榮養の事を没却し易いのであるが、共同炊事では材料の共同購入標準、献立による正しい食品の組合せ、正しい調理法、それに加へて共同作業等全般に合理的に炊事されるので家庭食に比較して安價であり、美味であり、然も榮養の本義にも叶ひ、一面榮養の思想、知識、技能の普及修得に大變役立つものである。

三 農繁期榮養共同炊事の指導

共同炊事の指導は縣郡市町村農會、産業組合、榮養改善組合等の

幹旋援助と共に、農務課、衛生課の兩課で擔任して居るから、經營方法、助成手續、榮養給與計劃、指導講習、講習會、實地巡回指導等に關して其の都度相談せられ度い。

四 農繁共同炊事の經營に就て

(一) 目的 次の主要目的に充分副ふ様に實施計劃を樹てる必要がある。

- (1) 炊事の共同作業による農繁經濟の合理化と増産促進
- (2) 農家の福利増進
- (3) 農村保健衛生の改善向上
- (4) 銃後農民融和並に協力一致の精神涵養
- (5) 農村婦女勞働力の増進

(二) 地區的選擇條件

- (1) 農家並に農地は可成集團してゐる部落
- (2) 加入戸數は二〇―三〇戸内外が適當であるから大部落では分割經營すること但し專屬の大設備があれば分割せずともよい
- (3) 實施の中心となる活動家の存在すること
- (4) 人情厚く共同一致の精神に富むこと
- (5) 婦人の勞働並に活動多きこと

(三) 共同炊事の種別

- (1) 晝食又は夕食等の一食のみの共同炊事
 - (2) 朝晝夕の三食並に間食等全部の共同炊事
 - (3) 食堂に集會する會食式共同炊事
 - (4) 食器を持寄り持歸つて食事する配給式共同炊事
- 以上の如く種々の方式があるが、夫々地方事情に合ふ様に計劃するのがよく、初めて實施される部落では晝食一食の配給式から手を染めるのがよい。

(四) 實施に付ての協議並に注意

- (1) 實施に付ては役場、農會、産業組合、學校、婦人會と連絡を緊密にすること
- (2) 趣旨普及の懇談會、委員會等による實施打合せ協議 (經費概算割當方法等)
- (3) 榮養調理講習、講話會の開催 (縣衛生課に申請)
- (4) 共同炊事場の設備、器具類の設計、持寄り、購入協議
- (5) 食糧物資の配給申請
- (6) 乳幼児保育所を併置すれば一層効果が擧がる
- (7) 農業の共同作業を是非計劃のこと
- (8) 共同浴場の設備も漸次計劃のこと
- (9) 期間は十日乃至三十日のものが普通である

(五) 實施準備

- (1) 係員、分擔の決定 (實務員は係長一名、會計係一名、炊事係三―五名位)
- (2) 米麥、芋、豆、調味料、漬物等の持寄り、或は蒐集方法決定
- (3) 係長は日日の當番、責任者、物品受拂、會計等に就て決定すること
- (4) 薪炭類の共同採取製造、築籠の共同作業
- (5) 炊事關係帳簿の整理
- (イ) 共同炊事日誌 (當番者記入實施獻立狀況、食數等)
- (ロ) 食料品購入控簿
- (ハ) 自給食料品受入簿
- (ニ) 各戸配給量一覽表、又は給食人名簿
- (ホ) 食事傳票 (食券) 又は食事申告用紙
- (ヘ) 備品彙帳
- (ト) 收支原簿等
- (6) 炊事用具の概要 (百人内外の給食設備)
- (イ) 炊飯大釜、菜用大釜各一ヶ (貳斗五升炊平釜が最適)
- (ロ) 同籠二ヶ
- (ハ) 大型焜爐二ヶ、三升鍋二ヶ

(ニ) 築籠十ヶ

- (ホ) 大バット又は食函 (木製槽) 各五ヶ
- (ヘ) 大杓、大型飯杓子各一、小型杓類各二十ヶ
- (ト) 井鉢又は洋皿等食人員數
- (チ) 其他半切、手桶、バケツ、摺鉢、藁、籠車等
- (リ) 黒板一ヶ

(六) 食糧の算定

- (1) 米麥何程副食何人分と申込む形式による算定法
 - (2) 成年男子一名一〇〇と定めて年齢、性別其の他の事情に應じ其の食量を定めて食糧計算とする方法
 - (3) 會食式共同炊事では飯量副食量を平等配分とし一家何名分と定める方法
 - (4) 或は大人食、中人食、小人食と三等分し加入者から大一中二、小二と謂ふ様に申込ませ算定する方法
- 等種々の方式による事が出来るが各戸給食量の申込は最も簡單である。

(七) 經費の精算

- (1) 自給持寄り食品の單價は農會と協議の上決定すること
- (2) 精算には自給食料品代を差引き徴收のこと
- (3) 全經費を收支精算し大人一食、中人一食、小人一食の單

價を算定し按分賦課するか又は米麥費を別途精算し副食

一人分單價を算定して決定する

- (4) 精算は共同炊事の終了後即時行ひ精算書は各戸に配布のこと
 - (5) 從來の各戸食費と比較して其の經濟的利點を明かにすること
 - (6) 經費精算は座談會を開いて圓滿に決定すること
- (八) 共同炊事の一般的注意
- (1) 少數の戸數でもよいかから互ひに信頼し合ふ人達で初めるがよい
 - (2) 強制的に加入せしめると紛擾し易い
 - (3) 豫め共同菜園、養鶏場、燃料採取、調味料、漬物等の共同作業による生産計劃をして置くこと經費を著しく軽減せしめ得る
 - (4) 可成自給品を多くし購入品は産業組合による様にすること
 - (5) 時々團樂の爲に餅、お萩、菓子等を作るのもよい
 - (6) 縣廳、其の他の指導や助成によつて經費の節減を図ること

00182

五 榮養と衛生上の注意

- (一) 飯米の搗精は必ず七歩搗とすること。
▽現下の食糧事情を充分認識自覺すると共に天與の榮養成分を最高度に供食利用する見地から米は必ず七歩搗を用ふることを要すること。
- ▽主食の米が白米である時は麥や芋を混炊しても白米病(脚氣様の病氣)に罹る虞があり授乳婦は乳の分泌が悪く乳兒も其の健康を脅され易い。
- ▽七歩搗は玄米一俵當り約六百匁の脱糠で略正確なものが出来る。
- ▽七歩搗の洗ひ方は強く淘ぎ洗ひせず簡単にサット洗ひ水を加減を多目に炊飯すること。
- (二) 代用食混食の献立
飯米量は成年男子の場合一日量七歩搗米三合、麥一・二合、芋八十匁を標準とするが時々更に大豆、小豆、ささげ等の豆類を混炊し又蕨、ぜんまい、栗、大根、菜類、南瓜等を加へて雑炊、味付飯とし又小麦粉を加工して麵類で代用食を献立する等米量の調節を圖ること。
- (三) 鮮魚類は入手極めて困難であるから鰯、素干、白素、目刺、削節、煮干、魚粉等少量宛なりとも、食に加味し農村食事を

- (四) 世の中に一品のみで完全な榮養分を攝り得る食品は無いから各種の食品を取り合す事が必要で芋類、大根等だけの連食は避けること。
- (五) 胡麻、大豆等を其儘又は果汁(こじる)豆腐等に加工、調理して屢々用ふること。
- (六) 味付けは各人の嗜好に適應する様に塩梅すれば良いが労働量の多い農繁期には一般に塩加減を強くするのが良い。
- (七) 實施献立例として別に七分分二十一例を作つて各町村に送つてあるから地方實情に應じ代替斟酌して實施すること。
- (八) 其の他次の様な事項には特に細心の注意を要する。
(イ) 炊事係は自身並に其の家族の健康に注意し異狀が有れば直ちに醫師の診察を受け其の指圖に従ふこと
(ロ) 豫め使用井戸水の水質検査を受けるやうにすること
(ハ) 銅製食器類は可成使用せぬこと
(ニ) 煮物其の他炖煮洗滌せぬ食物には完全な蓋を施すこと
(ホ) 防蠅、防鼠の設備を完備すること
(ヘ) 腐敗し易いものは貯藏せず常に新に購入するか又は購入後直ちに處理、(水漬、塩漬等)しておくこと
(ト) 着色劑其の他藥品類は可成使用せぬこと

00182

滿蒙開拓指導員

養成所の開設

應募締切は本月の十日

(衛生課)

(チ) 炊事場には係以外の者を出入させぬこと
(リ) 炊事場は日日清潔に掃除し乾燥を圖り又日光の直射する様心掛けること
(ヌ) 食器・容器等は使用後清潔に掃除し毎食毎に熱湯消毒して用ふること

滿洲開拓の事業は滿洲の地に我が肇國の大精神たる皇道に基く社會を建設して民族協和、日滿一体の理想を具現し鞏化しようとするものであつて、大東亞共榮圈の根基を築くものとして極めて緊要であるが、これが充分の成果を擧げ得るか否かは一つに懸つてその指導の任に當るべき幹部に人材を得ることが出来るかどうかにあるといはねばならぬ。

依つて滿洲移住協會は政府の要望に應へて新に滿蒙開拓指導員養成所を開設し、熾烈なる國体觀念に基く高邁なる識見と、鞏固

- なる意志と卓絶せる技能とを兼備する優秀な人材を養成して開拓團及び青少年義勇軍指導員の確保、並に其の資質向上に萬遺憾なきを期することとしたのであつて、皇國の道に則りて所生の心身を鍛錬陶冶すると共に、滿洲開拓に須要なる智識技能を攻究せしめ、その指導に當るべき實踐的指導者を養成するを目的とする。
- 養成期間は概ね三ケ年で、専門學校卒業程度の實力を涵養すると共に、現地に即應する智識経験を体得せしめることとし、第一部(農學)第二部(畜産學)の二を置くが、生徒の部屬は其の性能及び希望を斟酌して養成所で決定することになつてゐる。
- こゝに其の應募要項を記して置くから多數應募されたい。
- 一、應募資格
- (一) 一般應募者資格
- 1、中等學校卒業者及び之と同等以上の學力ありと認められる者
 - 2、大正十四年四月一日以後に出生した者
 - 3、滿蒙開拓の聖業に挺身せんとする身体強壯、質實剛健、意志強固なる者
- (二) 嚮導訓練所終了者及び之と同等以上の實力ありと認められる青年義勇隊出身者
- 二、應募手續

一般應募者は左の書類を學校及び學校所在地府縣長官の推薦を得て滿洲移住協會理事長宛提出する

イ、願書 (本人自筆) 一通

(様式) 願書

本籍地 現住所

氏名 年月日生

私儀

今般滿蒙開拓指導員養成所々生募集ノ趣旨ニ從ヒ應募致度別紙關係書類相添へ此段及御願候也

昭和 年 月 日 右氏 名

財團法人滿洲移住協會

理事長 石 黒 忠 篤 殿

ロ、履 歴 書 (本人自筆)

ハ、身 体 檢 査 書

ニ、最 終 學 校 ニ 於 ケ ル 最 近 二 ケ 年 ノ 學 業 成 績 並 性 行 調 書

ホ、戸 籍 謄 本

通 通 通 通 通

ヘ、寫 眞 (最近撮影シタル脱帽半身手札形) 一 葉

三、募集人員、締切、銓衡及入所

イ、募集人員 二〇〇名

ロ、募集締切 昭和十七年十一月十日

ハ、銓衡期日 同年十一月下旬日時場所ヲ本人ニ通知

ニ、銓衡方法 筆記試験 (國史、代數、植物) 体力検査 口頭試問

ホ、合格發表 同年十二月初旬

ヘ、入所期日 昭和十八年一月十日

四、待遇 其の他

イ、養成期間中ニ食費、舍費、被服費、教材費等は協會に於て負擔し、授業料は徴せぬ

ロ、養成終了後、拓務大臣の指定する事業 (義勇隊指導員、開拓團指導員) に五ヶ年間従事する義務がある

五、詳細問合せ先

東京市麹町區一番町十九番地

滿洲 移 住 協 會

茨城縣東茨城郡鯉淵村中台

滿蒙開拓指導員養成所

昭和十七年十一月六日印刷
昭和十七年十一月六日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發 行 者 鳥 取 縣
鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 古海
印 刷 所 鳥 取 刑 務 支 所